

平成 25 年 7 月 17 日

内閣官房 TPP 政府対策本部 御中

公益社団法人日本農業法人協会
(公 印 省 略)

日本の T P P 交渉参加に関する意見提出について

標記の件について、下記の通り当会の意見を提出いたしますので、最大限のご配慮をされることをお願い致します。

記

- 一 我が国の農業・農村は TPP 交渉以前に既に危機的な状況にあり、まず、産業政策と地域政策に大別して、ブレない農業政策を示すことが先決である。産業政策では企業的に農業経営を行う者に対象を絞り込み、生産強化対策(基盤整備の推進、農地集積、コスト削減等)、所得安定対策(飼料高騰対策を含む) を措置することを求める。地域政策としては農業の公益機能を維持するために実施される役務を正当に評価した日本型の直接支払い制度の制定を求める(当協会は平成 25 年 6 月 5 日に政策提言を公表)。

TPP に関しては情報開示や国民的議論が不十分であり、過去の貿易交渉の結果から鑑みると、農業専業経営が大きな打撃を被り廃業等を余儀なくされ、小規模農家など経営基盤が脆弱な経営が生き残るといった結果になっている。

国益を守るための農業構造をどう創り出すのか、現場の農業法人経営者等の意見を尊重し、聖域を守るべく、参加の判断も含めて十分な配慮をすること。

- 二 基本的に交渉の情報が不足しているため、情報の開示を求める。
万一、例外なき関税の撤廃が進むと農業を基幹産業としている、地方経済に大きな影響を及ぼし、崩壊につながる。

TPP に参加した場合、農業への甚大な影響を及ぼすことが危惧されており、これ以上の食料自給率の低下は食料安全保障上重大な懸念を抱かざるを得ない。

食の安全基準などは加盟国同等とすべきでなく、各国の制度が尊重されるべきである。こうしたことから、4 月の衆参両院の国会決議(注) 及び各知事会の決議申し入れを順守するとともに、聖域が確保できないときは、交渉から脱退すべきである。

注：第 183 回国会(平成 25 年 4 月 18 日) 参議院農林水産委員会決議

第 183 回国会(平成 25 年 4 月 19 日) 衆議院農林水産委員会決議

- 三 農業分野の産業政策としては、地域別、業種別、部門別に置かれた状況が異なるため、それぞれの経営者の意見を十分に吸い上げ、各地域で農業専業経営が生き残れるための処方せんを示し、政策として具体化するよう求める。

以上